医療法人全心会　伊勢ひかり病院　介護医療院　重要事項説明書

2026 年 9 月 1 日現在

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

名称・法人	医療法人　全心会
事業所名	伊勢ひかり病院　介護医療院
代表者	切東　喜久夫
管理者	堂本　洋一
所在地	三重県伊勢市御園町高向 810-1
電話番号	0596-22-1155（代）　0596-26-3366（直通）
FAX 番号	0596-27-5800
事業所指定番号	24B0800019

（2）介護医療院の目的と運営方針

【目的】

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

【運営方針】

1.人権尊重：患者様の人権を尊重した医療・看護・介護を提供します。

2.高質安全：常に時代に即応した安全で質の高い医療・看護・介護を提供します。

3.相互理解：利用者様、ご家族様と医療・看護・介護を提供する側とが相互に理解と納得に基づいた医療・看護・介護を提供します。

4.地域連携：地域の診療所、病院、介護関連施設と有機的連携を図ります。

5.継続改善：職員全員が常に業務の継続的改善意識を持ち職務を遂行します。

（3）入所定員・主な設備等

定員		60 名	
療養室	個室	4 室	1 室（14.75 ㎡～19.92 ㎡）
	4 人部屋	14 室	1 室（32.07 ㎡～34.66 ㎡）
サービスステーション		1 カ所	
食堂　兼　談話室　兼　レクリエーションルーム		1 カ所	61.42 ㎡
診察室		1 カ所	
浴室		1 カ所	
便所		4 カ所	

1洗濯室		1カ所	
汚物処理室		1カ所	
非常災害設備等		スプリンクラー 自動通報装置連動火災報知器 非常用予備発電装置 消火器等	
病院と共用	機能訓練室	2階1カ所	316.30㎡
	検査室	1階	臨床検査室・エックス線装置、CT、MRI
	調理室	1階	

（4）職員体制

職種	専従・兼務	常勤	非常勤	業務内容
管理者	専従	1		施設管理
医師	専従		2	医学的管理・健康管理
薬剤師	兼務		1	薬剤管理
看護職員	専従	11	3	看護業務
介護職員	専従	16	1	介護業務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	兼務 兼務 兼務		7 2 1	リハビリテーション
管理栄養士	専従	2		栄養・給食管理
歯科衛生士	専従	1		口腔衛生管理
介護支援専門員	専従	2		相談業務・計画書作成
事務職員	兼務		1	庶務・請求事務

（5）勤務体制（日曜日、祝日については下記と異なります。）

職種	勤務体制
医師	8：30　～　17：30
薬剤師	8：30　～　17：30
看護職員 介護職員	日勤帯　8：30　～　17：30 夜勤帯　17：00　～　9：00
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	8：30　～　17：30
管理栄養士	8：30　～　17：30
介護支援専門員	8：30　～　17：30
事務職員	8：30　～　17：30

2. サービス内容

（1）介護保険給付対象サービス

食事	朝食　8：00　～ 昼食　12：00　～ おやつ　15：00　～ 夕食　18：00　～
医学的管理 看護	・病状にあわせた医療・看護を提供します。 ・定期的に医師による回診を行います。 ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
リハビリ テーション	・理学療法士等により心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または低下を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	・管理栄養士の立てる献立表により栄養や身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です）
口腔衛生管理	・歯科医師又は歯科衛生士の指示、指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔ケアの指導を行います。
入浴	・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・全介助の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	・身体の状況に応じて適切な排泄介助やおむつ交換を行います。
その他	・生活機能低下の防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・入所者様、家族様からの相談に応じます。

3. 利用料金

介護保険施設では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。

以下は1日当たりの自己負担分です。

自己負担額は介護保険利用者負担額で異なります。負担割合証にて負担割合をご確認ください。

（1）介護保険給付サービス（1割負担）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	833円/日	943円/日	1182円/日	1283円/日	1375円/日
従来型 個室	721円/日	832円/日	1070円/日	1172円/日	1263円/日

※日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

※サービス利用に係る自己負担額（月額）が、それぞれ第1段階の利用者は15,000円、第2段階の利用者は15,000円、第3段階の利用は24,600円、第4段階以上の利用者は44,400円を超えた分については、高額介護サービス費として払い戻し手続きがあります。

加算について

初期加算	入所後 30 日間に限って算定。	30 円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。	20 円/入所中 1 回
生産性向上推進体制加算 II	入所利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに 1 年に 1 度、業務改善の取組の実績を示すデータの提供を行う場合に算定。	10 円/月
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所利用者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定。	50 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 I	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。また、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応している場合。届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に 1 年に 1 回以上参加している場合に算定。	10 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 II	上記に加え、届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けている場合に算定。	5 円/月
新興感染症等施設療養費	入所利用者が新興感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所利用者等に対し、適切な感染対策を行ったうえで、該当する介護サービスを行った場合に算定。	240 円/月（1 月 1 回連続する 5 日間）

夜間勤務等看護加算Ⅲ	夜勤の看護職員または介護職員の配置が 15：1 以上、かつ、看護職員が 1 人以上の場合に算定。	14 円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上配置の場合に算定。	18 円/日
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所利用者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を少なくとも 3 月に 1 回厚生労働省へデータ提出し、サービス提供に必要な情報を活用している場合に算定。	40 円/月
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が入所利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア計画を作成、入所利用者ごとの栄養状態等の情報を少なくとも 3 月に 1 回厚生労働省へデータ提出し、継続的な栄養管理に必要な情報を活用している場合に算定。	11 円/日
療養食加算	医師の指示に基づき、入所利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合に算定。	6 円/食（1 日 3 食を限度、1 食を 1 回として算定。）
経口維持加算Ⅰ	経口により食事を摂取しており、摂食機能障害を有し、誤嚥を認める入所利用者に対し、医師または歯科医師の「指示に基づき、多職種が共同し、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に算定。	400 円/月
経口維持加算Ⅱ	上記に加え、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士が加わった場合に算定。	100 円/月
経口移行加算	経管により食事を摂取する入所利用者に対し、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合に算定。	28 円/日 （180 日以内）
再入所時栄養連携加算	退所した入所利用者が入院した場合であって、退院後再度入所した場合に、特別食等を提供する必要がある場合に算定。	200 円／回
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該入所利用者の栄養管理に関する情報を提供する場合に算定。	70 円/回 （月 1 回まで）

退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所する入所利用者等について、退所後の医療機関に対して入所利用者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定。	250 円/回 （1 人 1 回）
訪問看護指示加算	退所時、医師が訪問看護の利用が必要であると認め、同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に算定。	300 円/日 （1 人 1 回）
外泊時費用	外泊時、1 日につき上記の施設サービス費に代えて算定。但し、外泊初日と帰設日は入所日同様の扱いとなる。	362 円/日 （月 6 日まで）
他科受診時費用	他の病院、診療所を受診した場合に施設サービス費に代えて算定。	362 円/日 （月 4 日まで）
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症を有し、入所利用者ごとに個別に担当者を決め、その特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に算定。	120 円/日
自立支援促進加算	医師が入所者利用者ごとに自立支援に係る医学的評価を入所利用時に行い、支援計画等の作成に参加していること、医学的評価の結果等を少なくとも 3 月に 1 回厚生労働省へデータ提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。	280 円/月
排泄支援加算Ⅰ	排泄に介護を要する入所利用者ごとに、医師または医師と連携した看護師が入所利用開始時に評価し、その後少なくとも 3 月に 1 回評価を行い、当該情報その他排泄支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。また、評価の結果、適切な対応を行うことで、要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種が共同して支援計画を作成、支援を継続し、少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直している場合に算定。	10 円/月
排泄支援加算Ⅱ	上記に加え、施設入所時等と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がないまたはおむつ使用ありから使用なしに改善、または尿道カテーテル留置から抜去へ改善している場合に算定。	15 円/月

排泄支援加算Ⅲ	上記に加え、施設入所時等と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がないかつおむつ使用ありから使用なしに改善、または尿道カテーテル留置から抜去へ改善している場合に算定。	20 円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所利用者に口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し、技術的助言及び指導している場合に算定。	90 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	上記に加え、口腔衛生等管理に係る計画の内容等情報を厚生労働省へ提出し、口腔衛生等管理の実施に必要な情報を活用している場合に算定。	110 円/月
緊急時治療管理	入所利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合に算定。	518 円/日 （1 月 1 回連続する 3 日間）
介護職員等処遇改善加算 Ⅰロ	介護職員、その他職員の処遇改善を目的として、基準に適合している施設がサービス提供を実施した場合に算定。	所定単位数に 6.6%を乗じた単位数

特別診療費について（単位数×10 円乗じた額）

初期入所診療管理	入所時に診療計画を作成し、本人または家族へ説明を行った場合に算定。	250 単位/1 回
感染対策指導管理	感染対策委員会を設置し、施設全体で感染対策を行った場合に算定。	6 単位/日
褥瘡対策指導管理Ⅰ	入所利用者ごとに、入所利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その後少なくとも 3 月に 1 回評価し、その評価結果等を厚生労働省へデータ提出し、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。	6 単位/日
褥瘡対策指導管理Ⅱ	上記に加え、褥瘡の認められた入所利用者等について、褥瘡が治癒または褥瘡の発生がない場合に算定。	10 単位/日
重症皮膚潰瘍管理指導	重症な皮膚潰瘍（Shea の分類Ⅲ度以上）を有する入所利用者に、計画的な医学管理を継続し、療養上の必要な指導を行った場合に算定。	18 単位/日

医学情報提供Ⅱ	入所利用者同意のもと、退所時に診療に基づき、病院での診療の必要を認め、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定。	290 単位/回(1 退所につき 1 回限り)
理学療法Ⅰ 作業療法	入所利用者に対し、個別に 20 分以上療法を実施した場合に算定。	123 単位/回
言語聴覚療法	入所利用者に対し、1 対 1 で 20 分以上言語聴覚療法を実施した場合に算定。	203 単位/回
摂食機能療法	摂食機能障害を有する入所利用者に対し、摂食機能療法を 30 分以上実施した場合に算定。	208 単位/回 （月 4 回程度）
リハビリテーション計画加算	リハビリテーション実施計画書の内容等を厚生労働省へ提出し、必要に応じて計画内容を見直すなど、当該情報を適切かつ有効な実施に必要な情報を活用している場合に算定。	33 単位/月
リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組に係る加算	上記算定に加え、口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。また関係職種がリハビリ計画の内容、その他リハビリの適切、有効な実施に必要な情報、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて計画の見直しを行いその内容を共有している場合に算定。	20 単位/月
短期集中 リハビリテーション	医師の指示により、入所後 3 カ月間、理学療法士等による個別リハビリを行った場合に算定。	240 単位/日
認知症短期集中 リハビリテーション加算	認知症入所利用者の在宅復帰を目的として、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週 3 日、実施する場合に算定。	240 単位/日
集団コミュニケーション療法	失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ複数の患者に対し、集団で言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合に算定。	50 単位／回

（2）介護保険給付対象外サービス

居住費・食費については、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている負担限度額が 1 日にお支払いいただく上限になります。

住所地の市町村役所（介護保険課）に申請をして「介護保険負担限度額認定証」を受け、施設へ提示してください。補足給付（「特定入所者介護サービス費」として介護保険からの給付）を受けることができます。ただし、介護保険滞納者には該当いたしませんのでご注意ください。

利用者負担段階		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
居住費	多床室	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円
	従来型個室	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円
食費		300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円

・第 1 段階（市町村民税非課税・老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等）
・第 2 段階（市町村民税非課税・年金収入等合計所得金額 80 万円以下）
・第 3 段階①（市町村民税非課税・年金収入等合計所得金額 80 万円超 120 万円以下）
・第 3 段階②（市町村民税非課税・年金収入等合計所得金額 120 万円超）

（3）その他利用者の選択に基づく料金

日用品セット	バスタオル・タオル・フェイスタオル、シャンプー・リンス・ボディーソープ・ハンドソープ・爪切り・ヘアブラシ・ボディクリーム・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・蓋つきコップ・ストロー・歯ブラシ・スポンジブラシ・歯磨き粉・口腔ケアジェル・入れ歯ケース・入れ歯洗浄剤・食事用エプロン・箸・スプーン・フォーク	440 円/日 ※必要に応じ提供
ネマキ・パジャマ	希望される方には貸与いたします。	ネマキ　70 円/日 パジャマ　140 円/日
理美容	出張による理髪サービス等	2,500 円～3,000 円/1 回
洗濯代	希望により外部へ委託	500 円～1,400 円/1 回（別途振込手数料がかかります。）
予防接種	インフルエンザワクチン 肺炎球菌ワクチン等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額
各種診断書	生命保険診断書・死亡診断書等	1 通 3,300 円～

（4）利用料金の支払い

入所費等は 1 カ月毎に請求します。毎月 27 日に引き落としとなります。

※2 カ月引き落としができなかった場合は退所措置となりうることもご了承いただきます。

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（1 割）を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村等の口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしております。

医療機関名称	医療法人　全心会　伊勢ひかり病院
所在地	伊勢市御園町高向 810-1
診療科目	内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、婦人科、皮膚科、泌尿器科、小児科、放射線科、リハビリテーション科

医療機関名称	市立伊勢総合病院
所在地	伊勢市楠部町 3038 番地
診療科目	内科、循環器内科、脳神経内科、外科、形成外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、脳神経外科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、緩和ケア内科、女性外来、思春期外来、漢方外来、緩和ケア外来

医療機関名称	小林歯科医院
所在地	伊勢市岩渕 2 丁目 7-8
診療科目	一般歯科、矯正歯科、小児歯科

5. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	通常 13：00～19：00 まで 周辺地域での感染状況により、リモート面会へ変更させていただく場合がございます。
外出・外泊	外出泊をされる場合、事前に身元引受人よりお申し出ください。 1 カ月内の外泊は最大 6 日間まで可能です。 外出泊時に体調不良等みられた場合は、病院受診せず、必ず施設までご連絡ください。
療養室・設備利用備品等の利用	施設内の療養室や設備等は、本来の用法に従ってご利用ください。 これに反し破損等が生じた場合､賠償していただくことがあります。
飲酒・喫煙	敷地内は禁酒・禁煙です。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品等の管理	金銭・貴重品の持ち込みは原則お断りいたします。 紛失の際には責任を負いかねますのでご了承ください。
所持品の持ち込み	必要以上の私物の持ち込みはお断りしております。 持ち込まれた私物は、必ずお知らせください。 ペットは原則禁止しております。
宗教・政治・営利活動	宗教・政治・営利活動は固くお断りしております。

その他	防犯や入所者様の安全のために、各階フロア廊下や出入り口にモニターカメラを設置しています。 携帯電話・スマートフォン・タブレット等を持ち込まれる場合は、自己管理できる方のみに制限させていただきます。 他利用者の迷惑となる時は､制限させていただく場合がございます。

6. 相談窓口・苦情対応

（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

医療法人　全心会 伊勢ひかり病院　介護医療院	所在地	伊勢市御薗町高向 810-1
	電話番号	0596-26-3366
	看護師長	中村　晃美
	介護支援専門員	小椋　佳美 松尾　としみ
	対応時間	平日 8：30～17：30

（2）公的機関においても苦情の申し立てができます。

伊勢市	伊勢市健康福祉部介護保険課	0596-21-5560
鳥羽市	鳥羽市健康福祉課	0599-25-1186
志摩市	志摩市健康福祉部 介護・総合相談支援課	0599-44-0284
度会町	度会町役場長寿福祉課	0596-62-1118
玉城町	玉城町保険福祉課地域共生室	0596-58-8203
南伊勢町	南伊勢町役場 高齢者支援課	0599-66-1709

三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営適正化委員会（三重県社会福祉会館）	所在地	津市桜橋 2 丁目 131
	電話番号	059-224-8111

三重県国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋 2 丁目 96 番地
	電話番号	059-222-4165

7. 業務継続に向けた取り組みについて

（1）感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 感染症対策について

（1） 感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（2） 事業所における感染症の予防・まん延防止のための指針を整備しております。

（3） 感染症の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的に実施しております。

9. 身体拘束廃止、虐待防止について

（1）身体拘束廃止、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対し、周知徹底を図るとともに、指針の整備を行います。

（2） 従業者に対し、身体拘束廃止、虐待防止のための研修を定期的に実施しております。

（3） 上記措置を適切に実施するための担当者を配置しております。

10. 看取りについて

施設サービスの計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施きるよう、入所利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携のうえ対応しております。

11. ハラスメント対策について

（1）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の指針を明確化し、従業者への周知・啓発に努めております。

（2）相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知しております。

12. 事故発生時の対応について

（1）サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（2）事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、事故の原因を解明し再発を防ぐために対策を講じます。

（3）サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

13. 個人情報の取扱いについて

（1）個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱いします。
つきましては、掲示、説明した個人情報に関する内容について同意を頂きます。

（2）入所利用者様個々の希望による個人情報の使用範囲、及びプライバシーに関する希望にもできる限り対応します。

14. 職員の研修体制について

職員の資質向上を図るため、採用時及び随時、各研修、継続研修を実施しております。